

指名停止等一覧表

(期間 平成30年4月1日～平成30年6月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
地熱エンジニアリング(株)	岩手県滝沢市大釜大清水356番地6	平成30年4月18日	平成30年5月17日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局後志森林管理署管内において、ニセコ地域地熱資源開発調査の実施に際し、事業者が業務委託した職員を含む現地作業員に対し、指示・伝達が不十分であったことから、調査・測量に伴う下草の刈り払い時に保安林内において、ハイマツ外6種682本(実面積0.200ha)の誤伐を行ったため。
地熱技術開発(株)	東京都中央区新川1丁目22番4号新川ニッテイアネックスビル					
日本重化学工業(株)	東京都中央区新川1丁目17番25号					
ハラダ工業(株)	北海道留萌市栄町2-7-31	平成30年5月16日	平成30年6月15日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)	経営規模等評価申請書の中で得た虚偽の審査結果をもって競争参加資格申請を行い、建設業法第28条第1項第2号の規定に該当するとして平成30年3月14日、当該業者は建設業許可部局である北海道知事より、建設業法第28条1項に基づく指示処分を受けたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。